

## 令和6年度 川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金について

川西町では、老朽化して倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者等に対し、解体費用等の一部（上限40万円）を補助します。



### 【事前協議書の受付期間】

令和6年10月15日（火）から令和6年11月8日（金）まで。

ただし、補助対象の決定者が予定より少ない場合、受付期間を延長します。

### 【補助対象者の決定】

審査により予算の範囲内で決定

### 【補助金の交付申請】

事前協議書の受付期間中に事前協議書の提出があり、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上の場合、補助金の交付申請者を町で審査し決定します。補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

### お問い合わせ先

川西町安全安心課 生活安全グループ 空き家担当

電話 0238-42-6616 FAX 0238-42-2724

## 【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

## 【補助の対象者】

- 1 次のいずれかに該当する方
  - ア 住宅の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
  - イ アに規定する方の相続人である方
  - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸付、駐車場等を業とする方の除却でないこと

## 【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費

## 【補助金の交付額】

- 1 木造の場合  
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万2千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限40万円）
- 2 非木造の場合  
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万6千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限40万円）

## 【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和7年3月31日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途に使用したり、不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます

# 申請などに必要な書類等

## 1 事前協議書（様式第1号）

- ・登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書（名寄帳）
- ・位置図（住宅地図等）
- ・現場写真
- ・同意書（所有者と申請者が異なる場合）

## 2 交付申請書（様式第3号）

- ・除却工事实施（変更）計画書（様式第4号）
- ・登記事項証明書
- ・固定資産課税台帳登録事項証明書
- ・工事見積書の写し
- ・建物平面図
- ・現場写真
- ・納税証明書
- ・所有者名義人の相続手続きが完了していない場合は、確約書（様式第5号）
- ・所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書（様式第6号）
- ・住宅が複数の方の共有である場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第7号）
- ・住宅の所有者と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（様式第8号）
- ・所有者以外の方の申請の場合は、所有者の承諾書（住宅に係る所有名義人の相続手続きが完了していない場合を除く。）（様式第9号）

## 3 補助事業の内容の変更

川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金変更承認申請書（様式第11号）を提出し、承認を受ける必要があります。

## 4 補助事業の中止

川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金中止承認申請書（様式第12号）を提出し、承認を受ける必要があります。

## 5 実績報告書（様式第13号）

- ・工事請負契約書の写し
- ・請求書又は領収書の写し（除却工事の施工者が発行したもの）
- ・工事状況写真（施行前、施行後及び工事の内容が確認できるもの）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届け出の写し（同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

## 6 補助金の請求

川西町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付請求書（様式第15号）を提出いただきます。

※1～6について、上記のほかにも補助要件等の確認のために書類等を提出していただく場合があります。

# 事前協議から補助金交付までの流れ

